

『都市に於ける妊産婦保護事業』

東京市政調査会 [編]

1928年2月 菊判 / 356頁 図書番号 OF-0273

本書序文によれば、当時の高い乳幼児死亡率は「我国人口問題に於ける宿憂」であった。本書は「乳幼児死亡の減少」を図るには「妊産婦の保護の徹底」が必要との観点から、「妊産婦保護事業の全体を系統的に叙述し（中略）之が将来の改善に資する」ことを目的に刊行された。なお、本書の執筆は東京市政調査会研究員猪間驥一による。

第1章「緒論」において、妊産婦保護事業の意義を説く。すなわち、妊産婦保護の直接の目的は「妊娠せる婦人、出産する婦人、産褥にある婦人を保護する」ことにあるが、「更に遠く期する所」は「胎児を無事に出産せしめ（中略）健全なる次代国民を得る」ことであるとする。

第2章では工場法と健康保険法について論じる。1911（明治44）年制定、その後改正された工場法では、「職工10名以上を使用する工場」においては、「4週間以内に出産する事あるべき者休業を求めたる時」と「産後6週日を経過せざる婦人労働者」を、「就業せしむる事を得ず」とした。しかし、工場法は休業中の収入を保障していなかった。そのため、1922（大正11）年健康保険法が制定された。同法では工場法適用工場の「臨時雇用以外の労働者及び年収1200円以下の職員」を被保険者とし、政府又は保険組合が保険者となった。また、「官業に使用せられる労働者」は「共済組合の設けがある時は、之をして健康保険法に於けると同様の給付をなさしめる事」とされた。給付の種類は疾病・負傷・分娩・死亡の4つで、分娩に関しては分娩費と出産手当金が支給された。これら両法に対し、猪間は工場法が「商業交通業等に於ける妊産婦」に適用されないこと、健康保険法で保護される出産が「我国総出産の大約40分の1に過ぎない」ことを挙げ、「法の適用範囲拡張」が今後の課題であるとした。

第3章では産婆制度を取り上げる。産婆とは「分娩に際して助産介補を行い、産前産後一切の処置をし、母体と嬰兒の健全を得しめるもの」であり、その権限と資格は1899年制定の産婆規則による。産婆は「都会地に集中する」傾向が著しく、僻地には「全くない所」もあるため、町村が年間一定額の手当を産婆に支給して足留策とする場合が多い。猪間は「妊産婦保護の目的は、産婆を適当に活動せしむる事に依ってのみ達せられる」として、こうした政策を評価する。

第4章では各都市の妊産婦保護事業の現状を述べる。それによれば、東京市と大阪市は築地産院や本庄産院といった市営の無料産院を設け、仙台市などは市が無料助産を実施している。一方で、京都市のように妊産婦保護事業を各種私立団体に任せている都市も多い。

第5章「結論」では、「各章節に於て述べた具体的提言」を要約して列挙している。「産婆法の制定が必要」といった14項目にわたる提言の他に、「極めて重要な一項」として、「正確なる地方自治体統計を整備する事、及びその濫用を慎む事」を加えている。

なお、本書巻末の「附録」には、妊産婦や乳幼児の死亡率に関する統計及び妊産婦保護事業に関する各市の規則例が掲載されている。また、妊産婦保護において世界で最も先進的な英国を取り上げ、同国の保護施策について解説している。

（井上学・市政専門図書館司書）